



令和6年度 第1回 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会

令和6年度 評価委員会スケジュール及び議事内容について

神奈川県健康医療局保健医療部県立病院課

令和6年5月27日

- 1 はじめに
- 2 中期目標・中期計画・実績評価の位置付けについて
- 3 令和6年度の評価委員会開催スケジュール

1 はじめに①

- 県が、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）に指示する中期目標について、現行の第三期中期目標の目標期間が、今年度末で終了することから、県は、令和7年度を初年度とする第四期中期目標を策定する必要があります。
- 一方、病院機構は、中期目標で指示された事項を達成するために、中期計画を作成し、計画に基づいて業務を実施することとなっています。今年度、県が第四期中期目標を策定し、病院機構に目標を指示することから、これに伴い、病院機構は、令和7年度を初年度とする第四期中期計画を作成し、県の認可を受ける必要があります。

1 はじめに②

- また、今年度の業務実績評価については、毎年度実施している「年度評価」に加えて、今年度は第三期中期目標期間の最終年度にあたるため、「中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価」「中期目標期間終了時の検討」を行う必要があります。
- これら「中期目標の策定」「中期計画の作成・認可」「業務実績の評価」に当たっては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）又は神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（以下「条例」という。）により、「評価委員会から意見を聴取すること」となっています。

① 中期目標について

- ◆ 法第25条第1項に基づき、病院機構の設立者である県が、中期目標期間において、法人が達成すべき事項について、目標として定め、病院機構に指示することとなっている。

- ◆ 中期目標に規定すべき内容として、以下の事項が定められている。(法第25条第2項)
 - ・ 中期目標の期間（3年以上5年以下の範囲内で、県が定める）
 - ・ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - ・ 財務内容の改善に関する事項　ほか

① 中期目標について

- ◆ 中期目標を策定又は変更する場合は、あらかじめ評価委員会の意見を聴取しなければならない。（法第25条第3項）
 - ➔ 今年度は、中期目標の策定に当たって、以下の日程で評価委員会を開催予定。
 - ・ 第1回評価委員会（本日）
 - ・ 第4回評価委員会（8月9日開催予定）
 - ・ 第5回評価委員会（10月17日開催予定）
- ◆ 中期目標の策定に当たっては、議会の議決を経ることとなっている。（法第25条第3項）
 - ➔ 令和6年第3回定例会（11月議会）にて、中期目標案を上程する予定。

② 中期計画について

- ◆ 法第26条第1項に基づき、病院機構は中期目標で指示された事項を達成するために、中期計画を作成し、当該計画に基づいて業務を実施することとなっている。
- ◆ 中期計画に記載すべき内容として、以下の事項が定められている。（法第26条第2項）
 - ・ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ・ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ・ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - ・ 短期借入金の限度額 ほか

② 中期計画について

- ◆ 県は、中期計画の作成又は変更にかかる認可を行う場合は、条例により、評価委員会の意見を聴取しなければならない。(条例第3条第1号)
 - ➔ 今年度は、中期計画の作成にかかる認可に当たって、以下の日程で評価委員会を開催予定。
 - ・ 第5回評価委員会（10月17日開催予定）
 - ・ 第6回評価委員会（11月20日開催予定）
 - ・ 第7回評価委員会（12月23日開催予定）
- ◆ 県が、中期計画を認可するに当たっては、議会の議決を経ることとなっている。(法第83条第3項)
 - ➔ 令和7年第1回定例会（2月議会）にて、中期計画案を上程する予定。

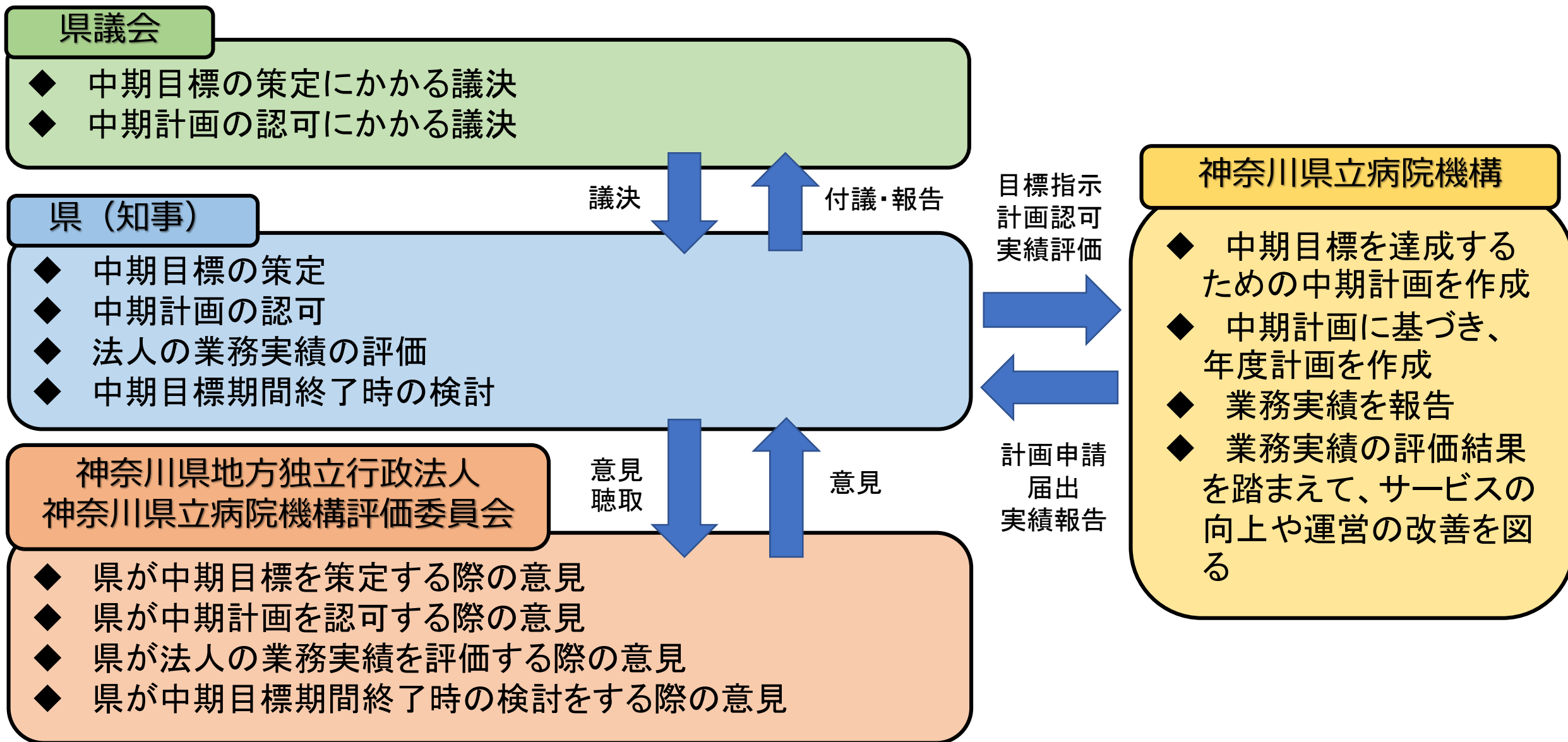
③ 実績評価について

- ◆ 法第28条第1項に基づき、法人は各事業年度終了後、業務の実績について県の評価を受けなければならないとされており、県は次の評価を実施することとなっている。
 - ・ 年度評価（毎年度）…前年度の業務実績の評価
 - ・ 見込み評価（中期目標期間最終年度）…中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の評価
 - ・ 期間実績評価（次期中期目標期間初年度）…中期目標期間全体の業務実績の評価
- ◆ 加えて、法第30条第1項に基づき、中期目標期間最終年度（令和6年度）に「中期目標期間の終了時の検討」を行うこととなっており、法人の業務の継続又は組織を存続させる必要性その他その業務及び組織の全般における検討を行うこととなっている。

今年度実施

③ 実績評価について

- ◆ 県は、各事業年度に係る業務の実績の評価及び中期目標期間終了時の検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴取しなければならない。（法第28条第4項、第30条第2項、条例第3条第2号）
 - ➔ 今年度は、実績評価等に当たって、以下の日程で評価委員会を開催予定。
 - ・ 第2回評価委員会（7月19日開催予定）
 - ・ 第3回評価委員会（7月29日～8月2日書面にて開催予定）
- ◆ 県は業務実績の評価を行ったときは、議会に報告しなければならないとされている。（法第28条第5項）
 - ➔ 令和6年第3回定例会（9月議会）厚生常任委員会にて報告予定。



3 令和6年度の評価委員会開催スケジュール

	日程	内容
第1回	5月27日(月) 14時30分～15時30分	<ul style="list-style-type: none">・今年度のスケジュールについて・第四期中期目標にかかる長期ビジョン、骨子案について
第2回	7月19日(金) 15時～17時30分	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度業務実績報告・第三期見込み業務実績報告・令和5年度業務実績評価案・第三期見込み業務実績評価案・第三期中期目標期間終了時の検討
第3回	7月29日(月)～8月2日(金) ※書面にて開催予定	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度業務実績評価案(修正案)・第三期見込み業務実績評価案(修正案)・第三期中期目標期間終了時の検討(修正案)
第4回	8月9日(金) 15時～17時	<ul style="list-style-type: none">・中期目標素案
第5回	10月17日(木) 15時～17時	<ul style="list-style-type: none">・中期目標案・中期計画素案
第6回	11月20日(水) 15時～17時	<ul style="list-style-type: none">・中期計画素案
第7回	12月23日(月) 15時～17時	<ul style="list-style-type: none">・中期計画案

3 令和6年度の評価委員会開催スケジュール 【参考】全体スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中期目標		第1回評価委員会	常任報告		第4回評価委員会	パブコメ	常任報告	第5回評価委員会	議案上程	議決後、指示		
中期計画								第6回評価委員会	常任報告	第7回評価委員会	議案上程	議決後、認可
実績評価				第2回評価委員会	第3回評価委員会		常任報告					